

世田谷区告示第257号

世田谷区手数料条例（平成12年3月世田谷区条例第3号）第2条及び第3条第2項に規定する多機能端末機による証明書等の交付の手数料の収納の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託を受けた者

(1) 名称 地方公共団体情報システム機構

(2) 所在地 東京都千代田区一番町25番地

2 委託した歳入等

多機能端末機による証明書等の交付の手数料

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年4月1日

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで